

国外財産調書の提出制度

国外財産調書の提出制度のあらまし

適正な課税・徴収の確保を図る目的から平成24年税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告を行う仕組みが創設されました。故意に提出を行わなかった場合には罰則規定が設けられているため留意が必要です。

1. 国外財産調書の提出義務者

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、**その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。**

（注意点）

- 所得税法に規定する居住者（国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する**個人**）に該当する方（**所得税申告の要否は問いません。**）が提出義務者となります。
 - 上記の提出期限までの間に国外財産調書を提出しないで死亡し又は出国をしたときは、国外財産調書の提出は要しないこととされています。
 - 国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積額」によることとされています。また、「邦貨換算」は同日における「外国為替の売買相場（TTB）」によることとされています。
- 相続税の計算に用いる「相続税評価額」等、財産の種類に応じて決められています。
- 国外財産の価額の合計額はあくまで国外に所在する「財産」の合計額であり、国外の金融機関からの借入金その他の債務を控除して判定を行うことはできません。
 - 国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項について記載する必要はありません（継続性の観点からは引き続き記載して欲しいとされています。）

2. 国外財産の所在の判定

その年の12月31日において保有する各財産が「国外にある」かどうかの判定については、その財産の現況により、下記の表にあてはめて判定を行います。

財産の種類	所在の判定	
動産（書画骨董、貴金属etc.）若しくは不動産又は不動産の上に存する権利	その動産又は不動産の所在	
金融機関に対する預金、貯金、積金又は預託金	その預金等の受け入れをした営業所又は事業所の所在	
	（金融機関等に預けているもの）	（金融機関等に預けていないもの）
貸付金債権	口座が開設された金融商品取引事業者等の営業所等の所在	その債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在
社債若しくは株式		その社債若しくは株式の発行法人の本店又は主たる事務所の所在
集団投資信託又は法人課税信託に関する権利		これらの信託の引き受けをした営業所又は事務所 これらに準ずるものの所在
国債又は地方債		発行する国の所在
組合契約等に基づく出資		組合契約に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在



国外財産調書の提出制度のあらまし

3. 過少申告加算税等の特例

国外財産調書の提出を促すため、申告漏れ等があった場合に課税される過少申告加算税及び無申告加算税(以下「過少申告加算税等」といいます。)についてインセンティブとペナルティが設けられています。

インセンティブ(所得税、相続税)	ペナルティ(所得税)
国外財産調書を 提出期限内に提出した場合 には、国外財産調書に記載がある国外財産に関する 所得税及び復興特別所得税 (以下「所得税等」といいます。)又は 相続税 の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、 5%減額 されます。	国外財産調書の 提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合 に、その国外財産に関する 所得税等 の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について 5%加重 されます。

過少申告加算税等の税率

- 過少申告加算税: 10%(「50万円」又は「期限内申告税額」いずれが多い金額を超える部分については15%)
- 無申告加算税: 15%(申告又は決定税額が50万円を超える部分については20%)

相続税及び「死亡した者に係る所得税(準)確定申告及び過去の申告に関する修正申告等に係るものを含む)」が適用対象外となっています。これは被相続人による国外財産調書の不提出・未記載について、これを別人格である「相続人」(実際に申告納税する者)の責任とすることは適当ではないと考えられることから適用対象外とされています。

提出期限後に提出された国外財産調書の取扱い

提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、その国外財産に関する所得税等又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用することとされています。

したがって、提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、国外財産等に関する所得税等又は相続税について申告漏れが生じた場合における過少申告加算税等の優遇措置の適用を受けることができる場合があります。

所得金額が2,000万円を超える場合において、確定申告書と共に提出しなければならない「財産及び債務の明細書」を故意に提出しなかったとしても、このような罰則や上記3.のようなインセンティブ及びペナルティはありません。

4. 罰則規定

故意に以下に掲げる行為をした者は**一年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとされています。**

- ① 税務職員の質問に対する不答弁若しくは虚偽答弁又は検査の拒否、妨害、若しくは忌避等
- ② 国外財産調書に虚偽記載による提出
- ③ 正当な理由のない国外財産調書の提出期限内の不提出

ただし、上記③の国外財産調書の不提出罪については情状により処罰必要がないときには刑を免除することができることとされています。

故意とは(Wikipediaより)

一般的にはある行為が意図的なものであることを指す。刑法においては、「罪を犯す意思」(刑法第38条1項)をいう。その具体的意味や体系的位置づけについては争いがある。民法や保険法においても用いられるが、民法上は結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態などと言われるが、その意義を論じる意味はないとされる。

5. 適用時期

- 国外財産調書の提出制度は**平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書**(平成25年12月31日において保有する国外財産に係るもの。以下同じ。)について適用されます。
- 「過少申告加算税等の特例」は**所得税については平成25年分から、相続税については平成26年相続分**からそれぞれ適用されます。
- 「罰則規定」のうち①については平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用され、②～③については、**平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書**(平成26年12月31日において保有する国外財産に係るもの)に係る違反行為について適用されます。

「国外財産調書」の記載例

番号 OXXXXXXX

平成〇〇年 12月 31日分 国外財産調書

【各財産共通】

- それぞれの財産を「事業用」と「一般用」に区分し、更に、所在の別に区分します。
- 所在については、それぞれの財産の所在地（国名及び住所）を記入してください。
※ 各財産において記載例が示されている場合には、各財産の書き方に従って記入してください。
- 価額については、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」を記入してください。
- 一の財産区分について複数の財産を記入する場合には、財産の区分ごとに価額（小計）を記入してください。

土地

- 「数量」欄の上段に地所数を、下段に面積を記入してください。

預貯金

- 上記「各財産共通」の1に加え、預貯金の種類（当座預金、普通預金、定期預金等）の別に区分します。
- 「種類」欄に預貯金の種類を記入してください。
- 「所在」欄は預貯金を預入れている金融機関の所在地（国名及び住所）、名称及び支店名を記入してください。

貸付金及び未収入金

- 「所在」欄は債務者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

書画骨とう

- 上記「各財産共通」の1に加え、書画骨とうの種類（書画、骨とう、美術工芸品）の別に区分します。
- 「種類」欄に書画骨とうの種類を記入してください。
- 「数量」欄に点数を記入してください。

「合計額」欄

- 2枚以上の調書を作成、提出する場合でも、「合計額」は1枚目の調書に記入してください。

国外財産を有する者		住所 〔又は事業所、事務所、居所など〕		〇〇市〇〇町1-1-3			
		氏名		〇〇〇〇 (電話) XXX-XXX-XXXX			
国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考	
土地		事業用	オ-スト7〇〇州△△XX通り6000	1 200㎡	54,508,000		
建物		事業用	オ-スト7〇〇州△△XX通り6000	1 150㎡	80,000,000		
#		一般用	7/7州△△州〇〇市XX通り4440	1 200㎡	77,800,000	土地を含む	
				(建物計)	(157,800,000)		
預貯金	普通預金	事業用	オ-スト7〇〇州△△XX通り40 XX銀行〇〇支店		58,951,955		
#	定期預金	一般用	7/7州△△州〇〇市XX通り123 〇〇銀行△△支店		12,000,000		
				(預貯金計)	(70,951,955)		
有価証券	株式 (〇〇Inc.)	一般用	7/7州△△州〇〇市XX通り321 〇〇Securities, Inc. △△Branch	10,000株	3,300,000		
貸付金		一般用	7/7州△△州〇〇市XX通り10 123号室 Axxx B. Yxxxx		15,600,000		
未収入金		事業用	オ-スト7〇〇州△△XX通り40 Bxxx A. Jxxxx		4,400,000		
書画骨とう	書画	一般用	7/7州△△州〇〇市XX通り4440	2点	2,000,000		
貴金属類	金	一般用	7/7州△△州〇〇市XX通り4440	1Kg	5,000,000		
家庭用動産	自動車	一般用	7/7州△△州〇〇市XX通り4440	1台	6,000,000		
その他の財産	ストック オプション	一般用	7/7州△△州〇〇市XX通り1100 〇〇Inc.	1,000株	8,200,650		
合計額					327,760,605		
(摘要)							

(1)枚のうち(1)枚目

建物

- 「数量」欄の上段に戸数を、下段に床面積を記入してください。
- 2以上の財産区分からなる財産を一括して記入する場合には「備考」欄に一括して記入する財産の区分等を記入してください。
※ 記載例では、土地付で取得した建物を一括して記入する場合を示しています。

有価証券

- 左記「各財産共通」の1に加え、有価証券の種類（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等）及び銘柄の別に区分します。
- 「種類」欄に有価証券の種類及び銘柄を記入してください。
- 「所在」欄は有価証券の保管等を委託している金融機関の所在地（国名及び住所）、名称及び支店名を記入してください。
※ 国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている有価証券については、この調書への記入の必要はありません。

貴金属類

- 左記「各財産共通」の1に加え、貴金属の種類（金、白金、ダイヤモンド等）の別に区分します。
- 「種類」欄に貴金属の種類を記入してください。
- 「数量」欄に点数又は重量を記入してください。

家庭用動産

- 上記「書画骨とう」に準じて記入してください。
- ※ 家庭用動産とは、家具、什器備品や自動車などの動産（現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除きます。）をいいます。

その他の財産

- 上記「貴金属類」に準じて記入してください。
- ※ その他の財産とは、上記のどの種類にも当てはまらない財産、例えば、ストックオプション、民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資、信託受益権などをいいます。

※ 価額の記入に当たっては、裏面を参照してください。